



日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

97.7.18 No. 4626

—木戸君脱退強要中労委—

組合側全面勝利の命令

直ちに木戸君脱退行為をやめろ
会社側再審査申立てを棄却！

中央労働委員会は、七月一七
日、千葉運転区木戸君脱退強要
事件において、JR東日本が初
審千葉地労委の命令を不服とし
て中央労働委員会に再審査を申
し立てていたことについて、別
掲命令書のとおり「本件再審査
申立てを棄却する。」との命令
を交付した。この命令は、初審
につづき中労委の場においても、
河野車務課長（当時）をはじめ
とした千葉支社とJR東労組一
体となつた露骨な脱退工作を不
當労働行為と認定したものであ
る。

命令の要旨は以下のとおりと
なつている。

「第一回復帰時面談における
河野課長の発言……『これ
からの京葉線は発展する所だか
ら、労働千葉組合員が希望して
も回さない』『今いる者は何と
かするつもりだ』とのべており、
課長の発言は、單に事実に基づ
き客観的に話したというよりは、
小集団活動等の会社施策に反対
する社員を批判することによつ
て、……組合を暗に批判し、
その組合員である木戸の組合か
らの脱退を勧奨しようとしたもの
である。」

「あなたが千葉運転区へ生
きたいなら、何か確証を見せて
ください」と述べて、木戸に組
ぐものである。

合からの脱退を迫り、木戸の希
望どおりの見返りに脱退の確認
を求めるなどして、脱退を勧奨
した」

「以上総合すれば、復帰時面
談における河野課長の発言は、
組合と会社が厳しく対立してい
る中で、組合員である木戸に対
し、復帰時配属先を決定する復
帰時面談の機会に、木戸の原職
復帰へのこだわりを利用してそ
の脱退を勧奨したものであり、
河野課長の職責・地位からすれば、
会社が組合の弱体化を企図
し、その運営に支配介入したも
のといわざるをえない」

「以上のことから、これと結
論を同じくする初審判断は相当
であり、本件再審査申立てには
理由がない」

以上のとおり、組合側全面勝
利の命令を交付したものである。

JRは、この中労委命令に従
い、直ちに組合所属に基づく一
切の差別をやめることにも、こ
れまでに地労委・中労委から出
されている命令の全てを履行せ
よ。

労働千葉は、本件の勝利命令
の獲得をうけて、一切の不当労
働行為根絶、「JR体制」打倒
—JR総連革マル解体・組織拡
大に向けて今後も全力で闘いぬ
くものである。

命 令 書

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
東日本旅客鉄道株式会社
代表者 代表取締役 松田 昌士

千葉県千葉市中央区要町2番8号
国鉄千葉動力車労働組合
代表者 執行委員長 中野 洋

上記当事者間の中労委平成2年(不再)第45号事件(初審千葉地労委
昭和63年(不)第11号事件)について、当委員会は、平成9年6月18日第1240回公益委員会議において、会長公益委員山口俊夫、公益委員神代和俊、同山口浩一郎、同猪瀬慎一郎、同若菜允子、同谷口隆志、同小野旭、同岡部晃三、同菅野和夫、同西田典之、同諏訪康雄出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

「脱退勧奨は不当」

中労委 JR側申し立て棄却

JR東日本と国鉄千葉動力車労組(労働千葉)が争っている不当労働行為事件について、中央労働委員会は十七日、命令を出した。同社の管理職が同労組員に組合からの脱退を勧奨したのは、組合の弱化を狙った会社の支配・介入に当たるとして、会社側の再審査申立てを棄却している。

命令によると、一九八八年三月に、同社の千葉運行部運輸課車両担当課長(当時は、出向先から復帰する同労組員Aさんとの面談で、「組合を辞める意思

不當労働行為根絶
JR総連革マル解体へ
全力で闘いぬこう!

新たな10万人合理化粉碎!! 労働運動の新たな潮流めざし全国へはばたこう!!